

4月16日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年4月20日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に
ついて（周知）

令和3年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、4月20日から5月11日までを期間として、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の変更が行われ、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として、新たに、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行うこととなりました。

また、重点措置区域では、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、引き続き、不要不急の都道府県間の移動は極力控えることとなっています。

重点措置区域である10都府県の学校においては、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、他の都道府県への移動を伴う部活動の練習試合や合宿など不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、重点措置区域以外の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、都道府県間の移動に関し、修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）は有意義な教育活動であり、その実施については、感染状況等を踏まえ各学校や学校設置者において適切に御判断いただくものですが、その教育的意義や児童生徒の心情等を踏まえ、以下の Q&A を参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について特段の配慮をお願いします。

（参考）文部科学省ホームページ「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

変更後の対処方針における上記以外の学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）」（令和 3 年 4 月 2 日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、対処方針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

（変更後の対処方針）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030416.pdf

（学校の取扱いに係る記載）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

5）学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止

と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

（まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示）

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210416.pdf

＜本件連絡先＞

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)